

新地町史

自然民俗編

福島県相馬郡新地町発行

人工衛星から見た新地町とその周辺

E140:45

E141:00

E141:15



E140:30

E140:45

N37:15

E141:00

(MOS-1データ:受信・処理 宇宙開発事業団)

-----福島県・宮城県境
——相双地方 市町村境

(町章の由来)

新地の「しん」を図案化して
町の融和と団結を象徴したも
の

昭和46年11月1日制定



題
字
新
地
町
長
荒
和
英

新地町史 自然・民俗編

目次

口絵

新地町史(自然・民俗編)の刊行にあたって
監修を終えて

凡例

自然編

第一章	新地町の地誌	三
第一節	位置及び交通	三
第二節	面積及び人口	四
第三節	地形	五
第四節	地質及び岩石	七
第五節	地下資源	一三

- 第六節 石 材……………一六
- 第七節 鉱 泉……………一六
- 第八節 気象及び氣候……………一七
- 第九節 地震災害史……………二八
- 第二章 新地町付近の地層とその生い立ち―丘陵と段丘を主として―……………三四
 - 第一節 地 形……………三四
 - 第二節 丘陵や段丘を構成する地層……………三八
 - 第三節 地質構造……………四一
 - 第四節 新地町付近の自然の生い立ち……………四三
- 第三章 動 物……………五三
 - 第一節 動物の概況……………五三
 - 第二節 鳥 類……………五四
 - 一 冬 鳥……………五五
 - 二 旅 鳥……………五八
 - 第三節 主な哺乳類……………六四

民俗編

- 第四章 植 物……………七二

- 概 況
- シダ植物
- 裸子植物
- 被子植物

- 第一章 新地町の沿革と民俗の特色……………八一
- 第二章 衣・食・住……………八五
 - 第一節 衣 服……………八五
 - 第二節 食 物……………九一
 - 第三節 住居と生活……………九七
 - 一 農民の住宅……………九七
 - 二 ヤンキ取りと付属屋……………九八
 - 三 ホンヤの構造と間取り……………一〇四

四 家の儀礼と信仰	一二〇
五 古民家の事例	一二七
第三章 生業	一三九
第一節 稲作	一四〇
一 種籾の保存から下ごしらえまで	一四〇
二 田植えから除草まで	一四八
三 稲刈りから脱穀、調整まで	一五三
四 稲作にかかわる習俗	一五七
第二節 養蚕	一五八
第三節 漁業	一六六
第四章 交易	一七三
第一節 交易と商業	一七三
第二節 交通と運輸	一七九
第五章 社会生活 — 新地町の契約講 —	一八九
一 上真弓の契約会	一九一
二 谷地小屋の契約講	一九三

三 杉目のイッキ講	一九六
四 釣師の契約	一九八
五 大戸浜の契約	二〇〇
六 駒ヶ嶺高田の契約	二〇一
七 菅谷のイッキ	二〇二
第六章 一生の儀礼	二〇三
第一節 誕生	二〇三
一 妊娠と出産	二〇三
二 生児儀礼と育児	二〇八
第二節 結婚と厄	二一一
一 結婚	二一一
二 厄	二一六
第三節 葬送と墓制	二二七
一 葬礼の意義	二二七
二 葬儀の協力	二二八
三 野送りと埋葬	二二五

四 供養と墓制……………二二二

第七章 年中行事……………二二九

第八章 信 仰……………二六三

 第一節 民間信仰……………二六三

 一 一家の内外に祀る神々……………二六四

 二 講……………二六九

 三 その他の信仰……………二八二

 第二節 社寺信仰……………二九二

 一 神 社……………二九二

 二 寺 院……………三〇三

第九章 民俗芸能……………三一

 第一節 新地町の民俗芸能……………三一

 第二節 新地町の神楽……………三一四

 第三節 各地区の神楽……………三一六

 一 福田の十二神楽……………三一六

 二 駒ヶ嶺の十二神楽……………三二二

三 今泉・杉目・釣師の十二神楽……………三二六

四 高田神楽……………三二七

第一〇章 民俗知識……………三三一

 第一節 俗 信……………三三一

 第二節 民間医療……………三五

 第十一章 童戯と玩具……………三六一

 第一節 遊びの民俗……………三六一

 第二節 遊びのいろいろ……………三六三

 一 軒 遊 び……………三六三

 二 外 遊 び……………三六六

 三 辻 遊 び……………三六七

 四 野の遊びなど……………三六九

 第十二章 口頭伝承(昔話・伝説)……………三七三

 第一節 新地町の口頭伝承……………三七三

 第二節 地域に伝わる話……………三七八

第一章 民具 四三七

第一節 新地町の民具 四三七

第二節 民具のいろいろ 四三八

一 衣・食に関するもの 四三八

二 生業に関するもの 四四一

三 運搬に関するもの 四五一

民俗話者名簿

写真提供者

民俗調査員名簿

新地町史△自然・民俗編▽執筆者紹介

新地町史編纂委員名簿

あとがき

自然編

第八章 信 仰

第一節 民間信仰

民間信仰は民間に伝承されている信仰である。「民間」とは上流階級に対する庶民層とか、村落生活における一般の人々とかをいうのではなく、あらゆる層の常民すなわち民間伝承を保持している人々といえよう。その対象は農山漁村の人々はもちろんのこと、都市に住む人々の信仰や儀礼（氏神信仰や年中行事、通過儀礼など）の中に求められる。

では民間信仰とは何か。それは教祖がおり、教理教説を中心に同じ信仰で結ばれた教団体制をとる既成宗教の管轄する領域外の信仰である。それは整然とした教理もなく、教団というような組織もたず、地域社会を基盤とした未体系のものであり、村落生活上必要に応じて無秩序のまま成立し育成され、長く伝承されてきた日常的な地方色豊かな宗教現象といえよう。故に呪術まじない的な要素に富んだ自然宗教的なものである。

とはいえ、既成宗教が地域社会に受容する過程において派生するいろいろな要素を受け入れるなど、既成宗教と民間信仰とは交錯し、複雑に絡みあって形成され、それを明確に一線を画することは不可能である。例えば観音講（十九夜、二十三夜講など）の場合、既成仏教の講事が各地へ伝播してその風土の中に溶け込み、純粹の仏

教から分化し地域の人々の尊崇を得、現世利益を常に望む常民の要求によって民間信仰として生き続けるようなものである。

ここでは新地町の氏神信仰などを中心にした民間信仰について述べてみたいと思う。

一家の内外に祀る神々

1 氏神信仰

氏神は屋敷内の一隅や、山を背にした家などでは裏山に小祠をつくり、本家・分家で祭祀する神である。氏神は屋敷内で祀るので内神、一族で祀るので氏神と広く呼ばれているが、新地町では「お明神さま」の呼称が多く、その他「おふくらさま」「うぶすなさま」「おぶすなさま」などといわれている。「お明神さま」の呼称は相馬などでは聞かれず、宮城県に多い。「うぶすなさま」は住居する土地の神としての「産土神」の印象の名称であり、これは浜通り地方に共通した呼び名である。

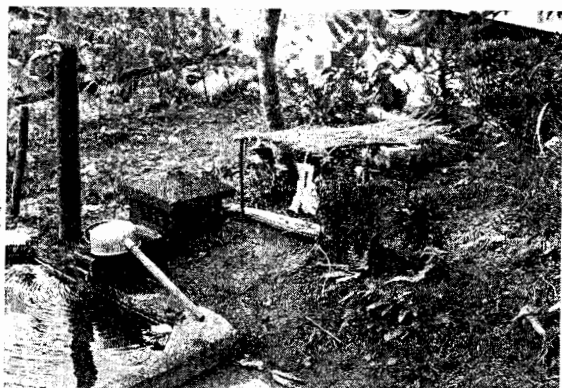
祀る場所は屋敷構えによって異なるが、まれに東南(巽)の方角や屋敷続きの小高い持ち山などに祀られることもあるがその例は少なく、ほとんどが屋敷の背戸の西北(戌亥)の方角の杉、ツバキ、シイノキなどの大きな木の下に祀られることが多い。

真弓の某家では、祖父の時代(今から二〇年以前)に不幸が続き、巫女に拜んでもらったところ「西南に祀っていたオブスナさまの方角が悪い」といわれ、西北(戌亥)の方角に移したという。

このように戌亥の方角に多くの氏神を祀るのは、他の多くの民俗事象からも類推できるように、古来から戌亥



氏神(沢口)



同上(沢口)

は特別に神聖視された方角であったからである。すなわちそれは先祖の霊が鎮まらなかったであり、祖霊がこの世に去来する方角である人々に信じられてきたからであろう。

氏神の祭神は稲荷が多く、熊野とかの名社を勧請神とした氏神と、先祖の霊を祀る祖霊神すなわち祭神不明の氏神に区別できる。

前者は名社に参拝した信者個人で勧請したものとか、里修験(法印)らが何らかの形で勧請に関与した氏神などで、その例は多い。後者は三十三年忌の法要の折、墓所に戒名を書いた杉のうれ塔婆を石碑の陰に立て、これで供養は過ぎたと称してすべての供養が終わるが、その祖霊が浄化して氏神となり、家を守る先祖さまに変容すると考えられている。真弓の某家では、五代前の祖先が大きな財を成したために氏神の祭日とその祖先の誕生日にしたなどという事例も見られる。しかしそれとても祖霊の集合体であることには違いない。

現在の氏神の多くは木製や石造りの小祠であるが、これは比較的新しく明治以降のものといわれている。それ以前は、持ち田の中で一番立派に実った新藁で祠を作ったという。

氏神まつりは「九月節供」と称し、祭日は旧九月九日（現在は新暦のその日に当たる日）。当日は朝食をすませ、一家の主人（普通年寄り役ともいっている）がさっぱりした服装で、祠の真（柱）にする篠竹を切り、新藁で作る。藁の祠は明神さま、水神さま、山神さまなどにも作った。祠の中に納める幣束は鎮守（村氏神）から集落の氏子総代と祭典取締りが受け、主に後者が各戸に配る。

祠の形態は、①篠竹を二本差し新藁で葺き、その上を竹で押さえた半円錐形の型のもの、②篠竹で四本の柱を立て、上部を新藁で葺いたものなどが見られる。

祭りは新藁で作った祠に、受けた幣束を納め、新穀のおふかし（赤飯）をお苞（一握りの新藁の両端を結わえたもの）の中に入れて供える。鎮守（村氏神）の近くに住む人々は、お苞を持参して参詣する。幣束の数は家によって異なる。

沢口の某家では鎮守（村氏神）の諏訪神社から五本の幣束を受け、四段の幣束と狐の形をした幣束はお明神さまに納め、丈の長い幣束は水神さまと屋敷外の山の神さまに、三段の丈の短いものは百万遍の供養塔に供える。

真弓の某家では子眉嶺神社から受け、神棚、おぶすなさま、水神さま、以前まで使用していた裏の水使い場、屋敷外の山の神さまに供える。受ける幣束も今は白幣のみであるが、古くは祭神によって赤白の梵天幣束などの色幣もあった。

このように氏神祭りには、新藁の祠に祖霊神の降臨を願い、新穀を供えて神と共食する、すなわち神に作の豊穰を感謝する「新嘗の祭り」ということができよう。

氏神に参詣するのは氏神祭りの日はもとより、初詣で、小正月の注連送りの日である。注連送りでは部屋・建物ごとに飾ったオトシナ（注連飾り）を束ねて箕に入れ、あかつき粥（小豆粥ともいう）を杓子で掛け、神棚に飾ってお参りしてから「モチの鳥ホイホイ」と唱えながら、氏神のかたわらの杉の木などに結わいつけ参拝する。戻ってから家族全員であかつき粥を食べる。ほかに赤児が誕生したお七夜の日、また嫁いで行く日とか、かつては出征するときなど、何か家理事があるごとに参詣する。

祭りの形態として、分家してもすぐ氏神を祀るようになった現在、各家で祀る各戸氏神がその主流を占めているが、中には分家しても本家の氏神を参詣する一門（本家）氏神の家もある。

家が没落して屋敷を離れる場合、氏神を背負って行くという伝承もあるが、屋敷にそのまま残すこともあり、そのときは新たに屋敷に住む人が血縁に関係なく祭祀を継承するものとされている。

2 家の内外に祀る神々

家や屋敷内には種々の神仏を祀る。

多くの家では大黒柱を境に上戸のある中で、納戸に面したところに神棚とその下に仏壇が置かれているのが一般的である。

神棚の中央には大神宮の神札が祀られ、その両側に鎮守（村氏神）やその家で尊崇する近隣の神社、あるいは講とか旅行の折受けてきた「古峯原」「金華山」「出羽三山」などの名社の神札を納めている。

古くなった神札は、氏神のかたわらの杉の枝に束ねて納めるものとされていたが、杉目では近年小正月の晩、水神さまの境内で焼くようになり、これをドンド焼きと呼んでいる。また、家によっては古い神札を俵に詰めて屋根裏につるしておく、火災にあわないとか金に不自由しないともいう。

仏壇には毎朝お仏供を上げ下げし、神棚とともに参りし、特に盆には仏壇の前に盆棚を作って祖霊を迎え、手厚く供養する。また、大晦日には神棚にオトシナを張り、神社から配られる大歳神、おおくにねしのみこと 大国主命、うかみたま 宇迦御魂神、ことよほし 事代主命などの神札を飾り、神酒と膳ぜん（塩引き、魚、煮しめ）を供えて参拝し、十五日未明の氏神送りまで祀る。

以前は勝手のかまどのあった所にも火の神を祀り、受けた神札をはった。また、田植えのときは一番最後の苗をきれいに洗って皿に立てて神棚に上げ、一家の主人が灯明をともして神酒などを供え、作の豊穰を祈願する田の神祭り（サナブリ）を行う。

このほか、家の周辺には氏神、井戸神、うまかみ 厩神、かおや 厩神を祀る。井戸神は水神さまともいい、井戸とか流れの使い場とかに祀る。特別な祠はないが、正月には幣束、九月節供には新薬で祠を作って幣束と薬苞ぐらぶとを供える。

厩神は馬の守護神として、当町だけでなく旧相馬領からも広く尊崇されてきた相善社の祭日（旧七月七日）に神札を受け、厩の入り口にはり、麦藁で二匹の馬を作つてつないで馬屋の屋根に上げ、牛馬の成育を祈った。農業の近代化に伴い農家といえども牛馬を飼っている家はほとんどなく、一部畜産の人たちによってその信仰は受け継がれている。

便所にはかまど 厩神を祀る。便所にはいつも神様がいるといい、またこの神様はきれい好きなので、便所は常にきれ

いにしておかねばならないとも、汚しておくとも良い子が育たないともいわれている。真弓の某家では、毎年男女の人形を作つて中の柱につるすという。お七夜の日、赤児を連れて無事の成育を祈るともいう。

二 講

「講」とか「講中」と呼ばれるものは、伝統的な地域社会にあって、人々の社会生活を円滑に進めるために重要な機能を果たしてきた。現在生活の中でも講は辛うじて生きているものの、生活環境の大きな変革によってそれらは次第に形骸化し、忘れられようとしているのが現状であろう。

「講」の起源は法華八講会のように、まじり 仏典を講義研究する法会から出たものといわれ、それが民間に浸透し、信仰で結ばれた地域の人々が宗教上の目的を達成するための集まりに変容し、さらには信仰を抜きにして経済的にお互いに助け合う無尽講的な集団へと歴史的な変遷をたどるのである。

ここでは新地町において信仰で結ばれた講組織に触れていきたい。

まず村落内で日を定めて定期的に宿に集まり、神仏を信仰して各自の信仰心を満足させ、飲食を共にして相互の親睦けんぼくをはかる地縁的な性格をもつ村の講と、講員が講金を出し合い、くじや順まわりで他郷に鎮座する霊社名刺きざしに代参して神札を受け、それを講員に配る代参講とに区別し、これらを概観してみよう。

1 村の講

(一) 羽山講

人々は「お羽山講」と称し、十月七日の晩に順回りの宿に鉄頭(くろがしら)(一家の主人で農作業の先頭に立つ人)が集まり、講事を行い、翌朝羽山に参詣する。

〔事例①〕 沢 口

字沢口は三〇軒近くから成る集落である。羽山講は新田、中道、山居山上と三つの講中に分かれている。以前はすべて農業に従事していたので全戸加入していたが、現在は若干の変動があつて一三戸で構成している。

講は十月六日にもち米と会費を各自宿に届け、宿では酒や魚などを購入し、煮しめなどを作りまた神饌(かみ)などを準備する。七日の夕方、宿では中の間の神棚に神饌を供えて講員を迎える。講員は入り口に置かれた手桶(たづ)の水で口をすすいで身を清め、まず席に着く前に廊下から遠く羽山を望んで拜む。現在は酒宴に入り一段落してから翌朝羽山詣りに持参する新穀の餅(もち)をつくが、以前は酒宴の前に餅つきをしたと思われる。餅つきはむしろを敷いた上に臼を置き、各自五寸ぐらいに切った新藁を一本口にくわえて、全員交替で行う。翌朝羽山に持参する餅はあん餅で、講員の人数分だけ重箱に入れて神棚に供え、あとはあん、くるみ、納豆などの餅を作り腹いっぱい食べる。羽山は作神様ということで、その年の作柄を語り合いながら作の豊穰に感謝するための講事といい、一時ころまで宿で過ごして各自家に戻る。翌朝は薄暗いうちに講員は宿に集まり、神酒と昨夜の餅と、他に各自その年に収穫した種粃(まひ)を五寸ぐらいの小俵に入れたもの二つを持参して羽山に登る。

羽山は集落を一望できる端麗な山であり、山頂には石の祠(ほこら)とその前に四つの石が建っており、祠前にサカキを

敷いて神酒・供え物・粃俵(稲穂そのものときもある)を供える。一同で参拝し、たき火を囲みながら神酒を酌み交わし、持参の餅を残さず食べ、御来光を拜んでから下山する。粃俵は持参したものでない他の人のものを持ち帰り、翌年種粃の中に入れて用いる。この大山田の羽山にお参りする集落は沢口のほかに鉄炮町・明地・中里・大山田などである。

なお、天明二年(一七八二)の『福田村村内旧説記』には

一、葉山社

社地南北四軒東西四間
社東向三尺卷寸作り

一、山田村、元下村山ニ有リ。葉山・羽山の字不詳。先年十月七日之夜村中之者共葉山籠り、翌八日祭り行フ、(中略)

葉山参籠今ハ絶ユ。

祭神 葉山権現。祭日 十月八日。

とあり、近世後期ごろにも広く信仰されていたことが分かる。また、羽山信仰の大きな特色である葉山籠りが、天明期には絶えてしまっていたが、それ以前には行われていたことがこの記録によって明白である。

講事には女性の参加は認められなかった。また、この羽山は漁師の標山であり、以前は漁師が信仰する山でもあった。

〔事例②〕 真 弓

上真弓四八軒で構成され、羽山を祀つてある五社山に登り参拝する。御神体は阿弥陀仏の懸仏で、室町期のころの作と思われるが不詳。以前、山頂のこの御神体が盗難にあつたが、幸いに某所の岩陰から発見され、それ以後は盗難を恐れて某家の神棚に祀るようになった。しかしその家で病人が出たので拜んでもらったところ、羽山



羽山の御神体の懸仏

さまを移すようにとのご託宣があり、昭和四十三年に遷宮祭をして鎮守（村氏神）の水神社の境内に合祀した。このほかに御神体として黄金の牛の寝ている像もあったとの伝承もある。

旧十月七日が宵祭り。特に宿に集まることはないが、各家で羽山神に供える餅をつく。この餅は残さず食べた。このほか他の人たちに食べてもらうようにと、あん、ごま、豆腐などの変わり餅を作ったという。

翌八日の早暁、御神体の入った厨子を某家の当主が背負って、羽山を祀ってある五社壇に登った。背負うのは某家の人に限られていた。講員は前夜ついた餅を重箱に入れ、種籾を入れた五、六寸の小俵を二俵持参し、五社壇に登り山頂の羽さまに供える。この種籾は田の中で最も成育のよかったものをハセから直接こいだもの（時期が早く脱穀が終わっていないので）である。

五社壇はお羽山さまとも兎狐山ともいい、山の裏側の大内では東光山とも呼ばれていた。この山は、福田の集落と周囲の田圃が一望でき、山容が端麗なので里からも一目で分かる。お羽山さまとも別称されているように、阿武隈山系の典型的な羽山といえよう。

山頂の平らなところに石の小祠と、その前に四個の石塔が立っている。祠の前には浜の小石が並べられており、その上に厨子を安置する。まず火をたき、講員持参の神酒、餅、糰俵を供え、作の豊穰を感謝し参拝する。

古くは羽山の御神体は観音様だから僧侶と一緒に登り祈禱したとか、後に諏訪神社の神官に祭祀してもらったとかいう伝承もあるが、より古い時代にはやはり村人だけが参詣したものと思われる。

持参した餅は木につるし、赤々と燃える火にあぶりながら残さず食べた。糰俵は皆で持ち寄ったものを混ぜ合わせ、その中から一つ持ち帰り翌年の種籾の中に入れてと豊作が約束されるといい、人々はこれを種籾の交換の行事といっている。

上真弓の講は、講員が宿に集まったの講事はないが、以前は宿に集まって潔斎し、夜籠りをし、翌朝そろって羽山を祀る五社壇に登り、一同で作の豊穰を感謝したものと推測されるが、次第にその形式をとらなくなり、ついには山にも登らず、ご神体を里に移したものであろう。

〔事例③〕 下真弓、中里の一部

下真弓約三〇戸と中里の川南の数戸が古館にある羽山の小祠を参詣する。この小祠は他の例と違って丘陵に祀られているが、古くは上真弓と同様に五社壇に参詣したものが、いつの時代にか移されたものではなからうか。

講員は旧十月七日の午後、もち米五合と野菜を持参して宿（村落でも旧家である宇佐見氏宅）に集まる。若い衆が風呂に入って身を清め餅をつく。翌朝参詣の折持参する餅を重箱に入れて神棚に供え、残りはあん・クルミ・納豆餅などにして一同で全部平らげる。酒はない。その夜は幣束を作り、半紙に馬の判を押して参詣の準備をし、そのまま宿で過ごし、翌朝一同で羽山に参詣する。持参するものは幣束、餅それに各自用意した糰俵、それに大きな馬の判を押した半紙を竹に挟み、襟にさして出掛ける。小さな馬の判を押した方の半紙は道々まかれ、子どもたちが拾う。竹に挟んだ馬の絵は馬屋に差しておく。羽山は作神で男だけが祭るものといひ、また、なぜ

馬の絵を奉納するかは不明である。

〔事例④〕 作 田

福田の海岸線に最も近い丘陵に羽山の祠ほやまがあったが、近年熊野神社の境内に移された。祠に最も近い荒氏宅に旧暦十月七日に集まり、餅をついて会食して一夜を過ごし、翌朝一同で参詣したという。

〔事例⑤〕 釣 師

釣師の某氏が戦前五社壇から羽山の祠を背負ってきて個人で祀り、後には一族で祀るようになったという。

〔事例⑥〕 駒ヶ嶺字町

相善社の前方の小高い丘に羽山の祠があり、近在の人たちが参詣する。字町では旧暦十月七日に家督で構成する講員が宿（後に公会堂）に集まり、臼二つを立て千本杵ちまきでヨイトコ餅をついた。宿をテイマイといい、古くは四軒ぐらゐが協同で当たった。餅は腹いっぱい食べるものといい、臼の洗い汁まで飲んだという。語り合いなから夜を過ごし、翌朝四時ごろ若い人たちが代表して風呂に入って身を清め（前の立田川で水垢ご離をとったこともある）、提灯を下げて参詣に出掛けた。戻ってから朝食をとり、村落の相談事を行い解散した。

（二）山 神 講

集落の中で十二、三軒の戸主が中心になって構成する講で、羽山講、あるいは後述する精進講の構成員と重なる。

正月・十月の十七日夕方から宿（回り宿）に集まり、山仕事の無事を祈って飲食する講事である。

多くの集落では正月十七日（現在はその日に近い日曜日）に、米や野菜を持参して朝早く宿に集まる。宿では神酒や神饌かみを準備する。まず村落内にある「山の神」に注連しづめを張り参拝する。

また、ところによっては、毎年ではないが佐須の山の神様（相馬郡飯館村佐須）に早朝三時ごろ集落の何人かで代参に出掛け、九時ごろ戻って受けてきた神札を宿の神棚に供え一同で参拝し、酒宴を催し、帰るとき各自持ち帰る。この日は精進料理で、南蛮入りの豆腐味噌やあん餅、納豆餅なども作ったという。

真弓字水神では以前正月の山神講には、一家の主人が羽織、袴の正装で集まり、葬式等集落の契約に関する相談をし、それが終わると五〇軒近い講員のうち四、五軒が順まわりで当番になり、酒宴の用意をして皆で飲食したという。これは山仕事を始める前に仕事の安全を祈るという信仰がその根底にあった村落内の講が、次第に集落の総会という信仰を抜きにしたものに変容したものである。

（三）精 進 講

お精進講と称し、正月十七日、山神講が終わるとそれに引き続き宿を変えて（これを別家という）行う。その宿には前年に新築した家、厄歳の家、結婚した家とかが当たるが、そうでない場合は順まわりの宿となる。宿となったところの女性は実家に戻るなどして講のために家を明け渡し、男だけの講事になる。

講員は山神講、羽山講と同じ講員で構成され、米、味噌、薪炭、夜具を持参して宿に集まる。まず囲炉裏を塩と水で清めてから酒宴に入るが、これを機に一週間宿に泊まって共同生活を送る。料理は精進料理で、長いときは一〇日も続けられることもあったというが、それは終戦前後までのことで、現在は講事は行うものの、宿泊す

ることはない。

かつては講員の中でも若い者が朝から風呂水を汲み、炊事を担当した。餅のときは臼の周囲にむしろを敷き、藁を口にくわえ、羽山講と同じ作法でついて神棚に供え、一同で参拝したあと食べる。この折、臼を洗った水まで飲む。飯の場合は茶わんに山盛りになり、一粒も残すことなく食べることとし、もし残すようなときはその茶わんを神棚に上げておいてあとで食べる。飯釜も臼同様最後に水を入れて飯粒をきれいに落としてその水まで飲み、決して粗末にしないようにした。一日二食で昼は食べない。

日中は若者たちは隣の中村や山元へ遊びに出掛け、年寄たちは宿でわらじや藁を作ったり縄ないなどの藁仕事をしたり、蕎麦打ち石などを持ち上げる力競べをして過ごしたという。

最後の日は「袋ばたき」と称して、今までの精進料理と異なり、ウサギや鶏をつぶして肉飯を作ったりその他のいろいろなご馳走を用意して、宿の家族一同を招待して盛大に飲食した。

精進講は、「火改め」や「精進料理」などの残存する習俗から嚴重な物忌みの講事であったと推測されるが、次第にそうした信仰的なものから親睦を目的としたものに変容していったものと思われる。

四 念 仏 講

念仏講は「辻念仏」とも称し、春秋の彼岸に一軒から女一人でて、悪霊が集落に入らないように寺（福田の場合は東林寺）から受けたお札を村境の十字路に立てて念仏を唱える。

中央に鉦たたきと念仏の回数を数える数かぞえ（竹に木の札を下げたもので数える）が座り、それを囲んで

「ナンマンダブツ」と三十三回唱えながら数珠繰りをする。

字沢口では村境である通称辻、トウバ口、山居でそれぞれ念仏を唱える。

他に初七日の前の六日の晩に、依頼されれば念仏を申す。このときは男も加わってもよい。下真弓では十三仏を掛けて数珠繰りをする。

今神の念仏講は、春秋の彼岸の中日に公会堂で数珠繰りをしてながら念仏を申し、葬式の出棺前、あるいは依頼されると法要にも唱えることがある。

岡・館前での念仏講は、春秋の彼岸の中日、通夜や野辺送りのあとにその家に向き、御詠歌を唱えながら数珠回しをする。

四 金 毘 羅 講

海上安全、大漁を祈願する漁師の講。釣師では各一五人程度で構成され、現在三つの講がある。

三・九・十二の各月に宿に集まり、以前は海に入り潮垢離をとったが、現在は宿の風呂に入って身を清めてから神棚に掛け軸を掛けて神酒や魚などの神饌を供え、一同で参拝する。それから安波神社の境内に建立されている石塔金毘羅様を参拝し、宿に戻って酒宴となる。講員はいわきの金毘羅神社を信仰し、全員で参拝することもある。

「三夜さま」ともいい、老婆が宿に集まり正・五・九月の二十三夜の月の出を拝み、集落の産婦の安産を、子なき人は子が授かることを、子のある人は無事の成育を祈願する講である。この講は「死人を転ばしてでも拝め」といって、何事があっても行うものとしている。

上真弓では水神さまのところに outgoing、月の出を一同で拝む。三夜さまは初め東天にろうそくをともしたように見え、次第に何本にもなり神秘的に見えたという。下真弓では幣束やレンゲの花のように見えることもあるという。宿に戻り煮しめ・おひたし・あえものなどの料理をつつきながら一夜を過ごし、明け方家に戻る。

高田では現在、公会堂に婦人会の人たちが集まり、掛け軸を掛けて唱え事をし、月の出を拝んで持参の茶菓子を食べながらひとときを過ごす親睦会的な講事がある。集落の産婦の安産を祈願し、無事生まれるとお礼といつてその家では講の人たちを招待しご馳走する。

(4) 拝み講

正月十七日は女の拝み講と称し、以前は別々であった山神、おさなぎ、観音、釜神かまがみの講事を近年は一日で行うようになった。杉目では十七日、真弓では二十三日と場所によって日は異なるが、近ごろはその日に近い日曜日に新年会を兼ねて行われる例が多い。

杉目では上・下二つの組に分かれて各戸参加で講を構成していたが、現在は子どもの数が減ったので一緒になり、小さな子どもを持つ女の人たちが集会所に集まって講事を行う。

以前は講員は前もって宿に湯飲み一杯の米と野菜と卵を届け、子ども連れで宿に集まった。宿は回り番である

が、宿に当たった人は風呂に入って身を清めてから、床の間に山の神と観音さまの二幅の掛け軸を掛け、灯明と水を供える。そして山の神と釜神には宿で作った肉飯を、観音とおさなぎさまにはお精進と称して白い飯を供えた。それから一同で家族の無病息災と子どもの無事成育を祈願して礼拝する（但し、釜神は神棚からみて東側にあるので東の方を向いて拝む）。観音さまには「南無大慈大悲の観世音」と唱えながら、一回ごとに礼拝して三十三回繰り返す。終わると、おさなぎさま以外の供え物を、釜神、山神、観音さまの順に一同でいただき、最後は水で清めて宿の人が飲むものとされていた。おさなぎさまの供え物は、子どもが厄病にかからないようにと、無事成育を願って一同で一粒も残すことなく分けて持ち帰り、家族で食べた。講に欠席した子どもには、お仏供をおにぎりの中に入れて悪病にかからないようにと渡した。

講事は集落の女の人たちにとって何よりの楽しみ事であり、子ども連れでご馳走を食べながら一日楽しく過ごしたという。掛け軸などは宿で一年間保管し、翌年の講のときに持参した。不幸があった家では四十九日が過ぎないうちは参加しないものとした。

下真弓ではお産をする若い人たちの講事で、まず宿の神棚にご馳走を作って供え、薬師様の境内に祀られているおさなぎさまにオサゴ、ご馳走を持参して参詣し、戻ってから夕方まで宿で楽しく過ごす。

そのほか、現在では行われてはいないが、かつて今神地区では天神講、弁天講、青麻講があったといい、他地区にもお相善講、白幡講など多くの講事が行われていた。

2 代参講

(一) 遠刈田講

蔵王連峰の刈田岳頂上の刈田嶺神社に参詣する講で「蔵王講」ともいう。

刈田嶺神社は古くは蔵王権現とも呼ばれ、別当は蔵王町遠刈田の蔵王寺岳之坊であった。その境内には蔵王権現のお旅宮があり、これを人々は里宮と呼んでいて、十月八日から四月八日までのご神霊がこの里宮に遷るといふ。

駒ヶ嶺の某氏は昭和の初め一八歳のときに五、六人の講仲間と共に「お山かけ」をしたという。

白装束に菅笠をかぶり、ごさを背負い、わらしを履き六角の杖を持った行者姿で、徒歩で大沢峠、金山、丸森、角田を経て大原に出、宮坂の遠刈田の刈田嶺神社の社務所に着き、ここで一泊し、夜中の一二時ころ大鼓の合図で起床し、里宮の先達で出発。一五人に一人の先達がつき「お山ご繁昌」と唱えながら登る。お峠かけは熊野嶽からお釜のはとり、馬の背を経て刈田嶽を経由し、山頂の神社に参拝して宿坊に戻る。お山下ろしと称して一泊し、翌日大原まで出て汽車で戻った。

これに参加しなかった講員や代参者の家族は、代参者のお山かけの時刻を見計らって鎮守(村氏神)に参詣して、無事の帰山を祈ったという。下真弓では家族一同で村落内のお薬師様に無事を祈って千度詣りをしたという。

(二) 伊勢講

「伊勢参り」とも称して、伊勢神宮を参詣するもので、一家の主人が中心となって講をつくり、くじ引きで代参者を送る。「奥参り」と同じく生涯に一度は参詣するものといひ、以前はほとんどの集落に存在していたが、近ごろは講中での代参というより個人で出掛けることが多くなった。

今神の某氏は明治十一年十一月に出発し、古峯原をまわって伊勢神宮に参拝し、三か月かけて帰村したという。それは伊勢参りだけを目的としたのではなく、各地を遍歴したり神社仏閣を参詣したりして戻ったというが、その詳細は分からない。

今神と隣接する新沼(現相馬市)の在郷給人四栗士須衛の「伊勢参宮道中記」によれば、文化十三年(一八一六)十二月に出発し、約一か月余の日程で帰村している。それによると、伊勢参りを目的とはしているものの、茨城の鹿島大神宮、成田の不動尊、秋葉神社、奈良の法隆寺、吉野の金峰山、信濃の善光寺などその行動は広範囲に及んでいる。

この参宮記のように、伊勢参りは信仰を主とした代参というより物見遊山的なものに変容していったもので、今神の例も同様であったと思われる。いわゆる「お蔭参り」の例は当地方では聞かないが、近世末からの伊勢参りはこれに近い性格をもっていたのであろう。

伊勢講の仲間を「伊勢仲間」とか「伊勢兄弟」などといって親戚以上の交際をし、講仲間不幸がでると、何より先に仲間知らせるものとしている。強い連帯で結びついているのも一つの特徴であろう。

なお狼沢の「契約帳」には、「伊勢参詣並ニ其妻身持等ニ相及候節、六尺並ニ都而道具類マデ相除キ可申事」のように講員が伊勢参りに組内で不幸がでると六尺役等は降りることになっており、参宮は他の事と違って特

別神聖なものとしてとらえられていたといえよう。

路傍にある「伊勢神宮」の碑は、参拝記念に建立したものである。

(三) 古峯原講

「フルミネ講」とも称し、栃木県鹿沼市にある古峯神社に火伏せ、盗難よけ、五穀豊穰などを祈願する代参講である。

杉目字水神では、上・下に分かれて講を構成し、各一人ずつが代参に出掛け、戻ると酒宴を催し、受けてきた神札を講員に配ったというが、いまは行われていない。

現在はその名残からか、新築した家では必ず火伏せ祈願に参拝するものとしている。

このほか、湯殿講とも奥参りなども称し、出羽（山形県）の月山・湯殿山・羽黒山に無病息災、五穀豊穰を願って生涯に一度は参詣するものとし、当町からも出掛けて行った。

三 その他の信仰

以前の新地町は農業・漁業中心の村落であった。農山漁村の民間信仰の多くは、周期伝承である年中行事や農耕儀礼の中にみることができるといえる。その中から特徴のある代表的な信仰を二、三取りあげてみよう。

1 羽山信仰

羽山は阿武隈山地の東側海岸地帯と西側の山すそに多く分布し、奥山に対して里近い山の意であり、その多くは山容が端麗で里から一望されるところにあって山頂には小祠を祀り、そこからは村落と村落の周辺の田んぼがよく見渡せるのが特徴である。新地町における五社壇、大山田の羽山などはその典型的な例であろう。

羽山信仰の対象は山そのものであり、古態を保つものには社殿はない。かつては祭りに参加する者は厳重な忌み籠りの生活を送り、祭場に羽山神の降臨を願い、神意を告げる宣童を通して、村落生活の禍福や稲作の豊凶などを伺う祭りであった。近年の新地町における羽山祭りは忌み籠りの生活や宣童の託宣などは欠落しているが、以前の形態は前述の天明三年の記録でも明らかである。

羽山講はすでに述べたところであるが、それは羽山祭りそのものであり、農業に従事している参加者が新穀で餅をついて奉納し、作の豊穰に感謝するもので、一種の新嘗祭といえよう。また、種籾交換などは作神に関連する行事であり、宮城県大内町、柴田町でも存在するが、隣接の旧相馬藩領にはその例をみない。

五社壇及び大山田の羽山は小祠の前に四つの石碑が立っているが、その理由は不明である。また、五社壇の羽山の祠の背後の壇に人骨が出土する遺構がある。出羽の月山などに家人が遺骨を抱いて頂上の石陰に葬る例もあることから、山には祖霊が籠るといって潜在的な意識から山頂に人骨を葬ったのではなからうか、と思われる。

なお、羽山の本地仏は薬師如来であるが、五社壇のそれは阿弥陀如来であること、また、下真弓の羽山祭りに馬の絵馬を奉納することなどの理由は分からない。後考を待ちたいと思う。

2 雨乞い

稲作を中心産業としていた当町では農耕に関する行事も多い。その中でも旱天に降雨を祈る「雨乞い」は「雨呼ばり」とか「雨たんもれ」などと呼ばれ、村落生活の中でも最も大切な共同祈願であった。村落に生活している者は、どのようなことがあっても雨乞い行事には参加するものとし、不参加の場合は相応の制裁を受けたようである。

雨乞いは昭和十二、三年（一九三七、三八）ころ行われたのが最後であろうといい、真弓水神では一家から一人出て、蓑、笠をつけてわらじを履き水神で祈禱してから雨呼びの幟を先頭に立てて太鼓をたたき、「雨降れ給えよ」（唱え言葉は余り定かではないが、相馬地方では「あんめたんもれ竜王よ。沖に雲ささえて、ざあーざあーと降ってこう」―相馬市鵜ノ尾崎―などと伝承している）と唱えながら、七曲を経て五社壇に登って一同で降雨を祈念したという。福田地区では諏訪神社で雨乞いを行ったという伝承もある。

山に登って一同で雨を乞う型は全国的にみて多いが、五社壇のように「羽山信仰を伴った山での雨乞い」という点で意味があるように思われる。

3 蚕神

十数年前まで山沿いの農家を中心に蚕を飼育し、それらの家では養蚕の守り神として蚕神を祀っていた。

沢口ではトウバロの「蚕」という石塔を蚕神として信仰している。春蚕を掃く前に、石塔が覆われている屋根に繭一〇個ぐらいつるしたものを掛けて豊作を祈り、ほかに村氏神の諏訪神社の境内にある蚕神の石塔にも参詣

した。

真弓では水神社の境内にある蚕神に、正月十六日に沢口と同様な祈願をし、主婦が宿に集まって会食した。

狼沢では蚕飼講の折に、団子で繭玉を作り、まぶしに載せ蚕神にも供えた。

作田では春蚕を飼う前に、蚕神（現在は熊野神社に合祀）に繭型の団子を供えて豊作を祈願し、収穫が終わるとお礼参りと称して繭を五個ほど編んだものを奉納する。

駒ヶ嶺の大槻神社は養蚕農家から尊崇されており、旧三月二十五日の春祭りには「オネコサマを借りる」と称して幣束をいただき、各家の蚕室に飾る。ネズミは養蚕の外敵であり、この幣束を置くとネズミの害を防除できるといふ。

そのほかに、養蚕農家は小正月の団子刺しの日に、豊作を念じて繭団子（まゆの形をした団子）を飾るものとしている。

4 権現壇

安永八年（一七七九）四月の『風土記御用書出』埴木崎村の条に、「権現壇 高五尺、廻り大数拾六丈余 東照権現様当国ニ御下向之節御休所ニ相成由ニテ壇之上ニ杉杵本御座候処年月相知不申候事」とあり、また『封内風土記』には「古塚一。土人呼之曰「権現壇。伝云。東照宮下向之時、休息之地也。」と同趣の記事がある。

旧相馬藩の地誌『奥相志』の小泉（現相馬市小泉）の条にも「東照権現の龕を此地に休ましむ。故に壇を築き祠を立て御壇と云ふ」とあるが、東照権現の龕（厨子と同義）が回国した話は聞かない。推測するに、壇あるい

は塚を権現と呼び習わしていたところへ、近世になって東照という文字が盛んに流布し、それと結びついて東照権現となったものであろう。

広く浜通りに分布する東照権現壇は大塚権現ともいわれ、大須賀筠軒の『磐城誌料歳時民俗記』に、「是ハ寛永三年ノ頃、湯殿山権現ノ通行セラレシ時、神輿、懸座ノ地ニ塚ヲ築キ、到着ノ日ヲ祭日トセリ。」とあるのと同じで、湯殿山権現が村々を巡った時、神輿が休まれた跡に壇(塚)を築き祭祀を行ったものである。回国の行者は羽黒系の修験者であり、出羽三山(月山・羽黒山・湯殿山)の霊験を唱導して歩いた出羽三山信仰の一形態とみることができよう。

祭祀形態は不明であるが、現在もいわき地方で行われている小高い丘に壇(塚)を築き、竹垣を結び巡らしてそこに梵天を立てて「作神」として祀る事例と同じものと推測される。

新地では奥参りにでかける代わりに作神として権現様を尊崇し、作の豊穰を祈念したものと思われ、駒ヶ嶺字権現壇の地名も埜木崎のそれと同じものと推測できよう。

5 十三奉行

木崎字十三奉行という地名があるが、これは伊達藩の十三番目の関所とも番所ともいう伝承もあるが、詳しいことは分らない。

隣の山元町坂元字大壇に「大壇小壇十三壇」と呼ばれている十三壇があり、『坂元村誌』によれば、「天正十七年、相馬盛胤父子が此の城を攻め、戦いが終わってから建昌寺の僧が来て相馬方の戦死者の遺骸を集め、十三

奉行とその郎等を各壇に分葬した。」とあり、これと何らかの関連があると思われる。

このような伝承は全国的に分布し、大将と十二人の従者、后や姫君と十二人の侍女というように主人公を中心に非業に倒れた荒御魂を村境である丘の上につまつた十三塚と同じ性格のものであろうと思われる。

塚築造には修験のような宗教唱導者が関与したものと思われ、彼らは塚の祟りを説き、同時にその荒御魂を和らめて人々に幸せをもたらす呪法を行ったものであろう。

6 船霊さま

船の守護として漁師や船乗り信仰されている神霊を船霊さまといい、海上の安全と大漁満足を祈願する。

船霊さまは妊婦に折ってもらった紙人形で新造船の台下ろし(進水式)に先立って、船大工の棟梁が帆ぐいの胴のところの大ヌキに寸法の吉相といわれる高さの一丈二分、幅一寸八分に彫り、その中に船霊さまの御神体の男の人はトモ、女の人はミヨシの方に抱き合わせ、そのほかに米などの五穀を紙に包み、天一地六に並べた賽二個と十二銭の賽銭、妊婦の髪の毛を満潮時に人目を避けて納める。船主と棟梁が上棟式と同様の祭りを執行し、台下ろしが終わると投げ餅をまく。

船霊さまは不漁が続くと替えることもあるが、廃船の折も粗末にはしてはならないといって、神棚や氏神に納める。

暮れには船霊さまの前に女松を立て、神酒や魚、野菜などの神饌を供えて正月を迎え、十五日早朝には門松同様に氏神に納める。

7 あんばさま

千葉県から岩手県にかけての太平洋沿岸の漁村で信仰されているもので、大戸浜に安波神社が祭られており、茨城県の大杉神社の分霊を勧請したというが、その信仰形態は不明である。

一般的に漁師は船止めを強要するために祭る「あんばさま」を意識していることが多い。豊漁続きで忙しすぎるときとか、盆、正月など夜遊びで疲れたときとか、浜のもめごとがでたときなど、若者たちはスカに船の櫓や櫓などを井桁に積み上げ、その上に安波さまの神輿を載せる。これが飾られると、あんばさまが下ったからとか神のお告げとか称し、漁に出られず船止めとなる。

浜のもめごとは船主と船子とのいさかいをいい、この折に神力を借りて解決する。問題が解決すると神輿が戻り、あんばさまが解かれる。

最後に、あんばさまが立ったのは終戦後間もなく(昭和二十年代の前半)であったという。

この信仰はスカなどの清浄な祭場に神の降臨を願い、豊漁を祈願して祭りを執り行い、終わると神にお帰りを願ったのが原初の形態と思われ、次第に休みを強要するものに変容していったものであろう。

8 海の習俗

海が生活の場である漁師は信仰心が強い。断片的に採集した事例を記しておく。

(一) 産火を忌み嫌い、自分の家でお産があると三日間は漁に出るのを休み、四日目に海に入って潮垢離をとつ

てから出漁する。産火を食うと漁はないといって、お産のあった家では決して飲食をしない。

(二) 正月三日は船の出初め。台下ろしのとときと同じく、港から出ると三回右回りをし、神酒を船霊さまと海にそそぎ一年の豊漁を祈る。

(三) 水死体に遭うと「漁をさせっか。させっこつたら上げる」といって、船のオモカジ(右側)から上げる。港に戻るときは船で三回まわり、握り飯二個を投げ込むという。

水死体はエビノ様ともいい、陸に持ち帰ると漁があるといい、そのままにしていると災いに遭うともいっている。海から寄り来るものは幸いをもたらすという信仰がその根底にあるのであろう。

(四) 四国の金比羅さままで足を伸ばすことは余りできないために、いわきの金比羅さまに正月の縁日に豊漁祈願のため出かけるものとしている。

9 地藏さま

村境や路傍にひっそりたたずみ、人々の心の中に今でも生き続けている地藏さま。地藏信仰が成立したのは平安末期という。この信仰は縁日である月の二十四日に地藏さまを心に念じ名号を唱え、極楽往生を祈願するものである。地藏さまは女人往生を助けるということから老婆中心の講が生まれ、また、我が子の無事成育を祈念する子安地藏信仰に変化する。新地町にみられる地藏さまも変容した信仰のひとつといえよう。

一方、道祖神の信仰と習合して、現実と冥界の境に立つ地藏さまが境の神の性格を帯び、「導き地藏」とも呼ばれ、死者を極楽へ導くという。また死んだ子どもが賽の河原で石ころを積むという伝承から、辻や墓所の入り

口に立つ地蔵さまに「おもちゃ」や「げた」を供え、積む石がないと困るからといって目籠めかごにいっぱい石を入れ、若くして亡くなった人々を供養する習俗が現在もみられる。

(1) 地蔵森の地蔵さま

「慈覚大師、地蔵尊を刻み安置奉る」(『村内旧説記』)とも、また昔御舟地蔵と称していた福田字舟輪沢の石地蔵を、大津波が押し寄せたとき村人が舟で山頂に移し祀るようになったともいう。

地蔵森の地名も山頂に地蔵さまを祀ったために名付けられたものと思われ、現在もお堂の中に六昧の尊像が安置されている。

この地蔵の垂迹すいじやくは愛宕権現あたごごんげんといい、役えの行者が愛宕山に登る途中で感得したといわれるのが将軍地蔵であるが、この地蔵も前掲書には将軍地蔵と記されている。

縁日は旧三月十八日と六月二十四日。地元の沢口を中心に毎年祭りをし、特に子どもが病気にかからないようにと、地蔵さまに上げてある茶碗を借り受け、それで食事をさせると丈夫になるといい、その折は倍返しをしてお礼参りをするものとしている。

釣師・磯浜の漁師は、漁の目印の標山として地蔵森を神聖視し、毎年の祭礼には参詣を欠かさなかったという。隣接する羽山神として信仰されている兎狐山と連なっており、いずれも信仰の山として意味をもつ。

(2) 杉目の地蔵さま

杉目の森市左衛門氏の神棚に、一尺余の着物を着た木製の地蔵さまが祀られている。集落の人々は子どもが風



杉目の地蔵さま

邪にかかると、地蔵さまを借り受けて抱かせ平癒を祈る。なおると新しい着物を着せてお返しする。昭和二十年代まで地区の人々に尊崇され、信仰は生きていたという。尊像の頭部は多くの人々になでられ輝いている。

(3) アンコ地蔵

小川の二渡神社の境内に建立されている地蔵さま。土地の人々は「アンコ地蔵」とか「かさこ地蔵」と親しく呼んでいる。

八月二十三日が祭りで、地元の弥生会という若妻会(以前は婦人会)の人々が早朝宿(公会堂)に集まって餅をつき、まずは地蔵さまに供える。この餅を食べると病気にかからないと称して、人々は持ち帰って家族一同で食べる。子どもにかさこ(できもの)ができると餅をつき、地蔵さまの口元にアンコを塗り平癒を祈る。残ったアンコは持ち帰り、かさこに塗るといふ。日がたつてアンコがはがれるようにかさこもとれると言ひ伝えている。治ると母親は子どもを連れて、赤い着物や頭巾を奉納しお礼参りをする。

この地蔵さまは以前富倉、杉目とさまよい歩いてきたが、もとの小川に戻りたいと地元の人の夢枕ゆめまくらに立ったので、移して再び祀ったという。

第二節 社寺信仰

一 神 社

安永八年（一七七九）書き出しの『封内風土記』には、新地町の次の神社名が記載されている。

- 駒ヶ嶺 神明宮 八幡宮 熊野神社 諏訪神社 稻荷社 羽山権現社 雷神社 山神社 十二処権現社 権現社 子盾嶺神社
- 谷地小屋 八幡社 愛宕神社 水神社二社
- 杉 目 大槻明神社 明神社 叶神社 鹿狼権現社 春日神社 八龍権現社 羽山権現社 水神社
- 小 川 二渡権現社 手長明神社
- 大戸浜 なし
- 今 泉 なし
- 福 田 諏訪神社
- 埴木崎 熊野神社 牛頭天王社
- 真 弓 水神社 羽山権現社

このうち、福田村については、『封内風土記』の原資料となった『福田村肝入鈴木嘉三郎書出風土記材料』によると、村内の神社は『封内風土記』より詳しく、村鎮守は諏訪社で、ほかに雷神社・天王社・稻荷社・羽山社・

白幡社・水神社・八幡社・山神社（二社）の一〇社となっている。また、明治四十二年書写の『亘理藩風土記』（安永八年『福田村書出』と同じころの成立と思われる、との注がある）によると、前述の『封内風土記』と若干の差異がみられ、真弓には水神社・雷神社・羽山権現社はなく、福田は先の『風土記材料』と同じ社名を挙げ、埴木崎は熊野・牛頭天王社のほかに水神社が追加してある。

このような事例から、『封内風土記』編さんにあたっては、各村の肝入が村氏神（鎮守）のほかに小社まで調査して提出した資料を、村氏神を中心にとめたものであることがわかる。

大正七年（一九一八）の『福島県神社並神職名簿』（福島県神職会）によると、明治十五年（一八八二）の『宇多郡村誌』、明治四十四年編集の『郷土誌』の中の神社名とほぼ同じである。この「名簿」には、次表の三〇社が記載されている。

所在地	社格	神社名	神職氏名	所在地	社格	神社名	神職氏名
駒ヶ嶺村	郷社	子盾嶺神社	目黒豊磨	駒ヶ嶺村	村社	諏訪神社	大須賀哲磨
同	村社	秋葉神社	大須賀哲磨	同	無格社	大神社	欠
同	同	神明神社	目黒豊磨	同	同	山神社	欠
同	同	富森神社	同	新地村谷地小屋	村社	水神社	杉目永人
同	同	殿島神社	同	同	同	愛宕神社	欠
同	同	八重垣神社	同	同	同	水神社	水品得意
同	同	白鳥神社	同	同	同	八幡神社	欠
同	無格社	愛宕神社	同	同	無格社	津野神社	欠
同	同	熊野神社	欠	新地村杉目	村社	大槻神社	杉目永人

新地村杉目	無格社	鹿狼神社	杉目永人	新地村今泉	無格社	塩釜神社	目黒豊磨
新地村小川	村社	二羽渡神社	小野八十松	福田村福田	村社	諏訪神社	目黒兵英
同	無格社	手長明神社	欠	福田村崎木崎	同	八重垣神社	同
同	同	山神社	欠	同	同	水神社	同
新地村大戸浜	村社	熊野神社	欠	同	同	熊野神社	同
同	無格社	安波神社	欠	福田村真弓	同	水神社	同

『封内風土記』と比較すると、近代になってから祭祀される神社も多くなる傾向を示している。

なお旧駒ヶ嶺村で『封内風土記』に記載されていて大正七年の「名簿」等がない神社は、羽山権現社・雷神社・十二処権現・権現社の四社であり、「名簿」には白幡八幡神社が載っておらず、「名簿」にだけあって『封内風土記』『郷土誌』にないのは八重垣神社、というように若干の変動がみられる。

旧新地村においては、『封内風土記』に記載されていて『郷土誌』等がない神社は、明神社・叶神社・春日神社・八龍権現社・羽山権現社・水神社の七社であり、杉目に集中している。また、「名簿」にのみ載っているのが谷地小屋の無格社津野神社と小川の山神社であり、『封内風土記』には大戸浜・今神の神社名はないが「名簿」には大戸浜が熊野と安波、今神は塩釜神社が挙げられている。前書の記載もれであろうか。

旧福田村をみると、『封内風土記』に記載されていて「名簿」等がない神社は、埴木崎の水神社と真弓の羽山権現社の二社であるが、農家の信仰が篤かった羽山神がなぜ記載されなかったのか疑問である。牛頭天王社は、明治以降祭神が素盞鳴尊（須佐之男命）ということで、八坂神社、八重垣神社と社名が変更されている。

大正七年の「名簿」と比較して戦後の昭和三十八年（一九六三）の『福島県宗教学人名簿』には、若干減少し

て二五社が登録されている。ほかに多くの人々によって信仰された祠もあるが、ここでは新地町を代表する一、二の神社について触れてみたい。

○子眉嶺神社

鎮座地 駒ヶ嶺字羽山下四十二

祭神 豊受姫之命

祭礼 春季例祭が三月七日（旧暦）、秋季例祭が七月七日（旧暦）

子眉嶺神社は多くの人々から「奥の相善」「お相善さま」と呼ばれ親しまれている。この相善神は蒼前神とも書き、東北から関東中部地方にかけて祀られている馬の守護神でもある。

延喜式卷第三神祇に、「名神社二百八十五座」のうち陸奥国の一座として、また、同書卷第十神祇十神名下に「陸奥国一百座」大十五座 小八十五座の中「宇多郡一座 子眉嶺神社名神」と記載されている名社である。

現在は五穀豊穣をもたらす神として、また安産や子どもの悪病除けなども祈願するが、何といっても第一は牛馬の守護神として信仰されている。縁起書などはないが、いくつかの注目に値する言い伝えが残されている。

『封内風土記』には、馬首獣身の異形の子の誕生を恐れた親が、すぐにその子を谷に捨てたところ、そこに住んでいた猿が葛の葉をかんで食べさせて養育し、のちにその子が子眉嶺神として祀られたという記載がある。これは、馬と猿との古来からの伝承がその根底にあるものと思われる。すなわち厩うまやの守護として猿を飼う例や、猿の首骨を厩の入口に納めて牛馬の無事の成育を祈る習俗が、かつて当地方にも見られたのである。相馬藩の地誌

『奥相志』百槻（現相馬市百槻）の項に

古より猿大夫なる者あり。常に猿を飼ひて之をひき、農家に至りて厩をまつる。人呼んで猿引きといふ。とあり、猿引きが近隣を回り厩神を祀り歩いたことがわかる。そして、これが何らかの形で牛馬の守護神である相善神としての子眉嶺神社が関与していたと見てよいのではなからうか。

また、別伝では高貴な姫君が駒を夢みて懐妊し、駒と通じたという理由で空船うつぼねで都から流されて今神浜に漂着し、のちに母子ともにそれぞれ神に祀られたという伝承もある（口頭伝承の項参照）。これは馬娘婚姻譚、空船、あるいは漂着神の要素を持ち、さらに母は羽山神に、子は相善神に祀られるという、本地譚の要素も具備する大変興味深い伝承である。

社殿は大宝二年（七〇二）に仮宮が造られて二〇〇年くらいはそのままであったが、延喜七年（九〇七）に社殿が建立された。江戸時代になって安永八年（一七七九）二月に野火のため焼失し、寛政八年（一七九六）四月に仙台侯の手で再建の起工がされ、文化三年（一八〇六）に竣功しゅんこうされ現在に至っている。文化の棟札には、大檀那が駒ヶ嶺城主宮内信清・春清父子、別当が本山派修験五大院であった。再建以来普門山五大院、すなわち大須賀氏が別当であったが、明治六年目黒元英が祠官となる。

祭りの中でも旧七月七日の夏祭りは盛大である。六日が宵祭りで氏子である菅谷、高田の人たちが中心に夜籠りが行われ、近郷近在から参詣まげに訪れ、夜店も出たり踊りも行われたりしてにぎやかであった。馬を飼っていた多くの家では、夕方麦藁で二頭の馬をつくり厩小屋の屋根に載せ、馬の無事の成育を祈った。つい先ごろまで、牛馬は農作業や運搬に携わる人々にとって欠くことのできない労力であり、また財産の一部分でもあったので、

家族同様に扱われてきた。したがって、その守護神である当社に対する信仰は、並々ならぬものがあった。

近隣の村々には集落ごとに相善講があり、七日の早朝には講の代参者かまたは個人で、提灯をともし馬の健康を念じて馬をひいて参詣した。代参者は講金を納め、お膳を馳走になり神札を受けて家に戻った。受けた神札は翌日講員に配り、各自で厩小屋の入口にはった。参詣に来る範囲も広く、近世には相馬からも「騎馬にて詣ずを例とす」（『奥相志』）とあるように、盛時にはその数数百とまでいわれた。また、これとあわせて、子どもが百日咳まきなどにかかった時、奉納の旗を首に巻くとよいという事で借り出し、治るとお札に新しい旗をあげたりもした。古くは一三年に一度午歳の時か、または、社殿の普請や屋根替えが行われたときに、駒ヶ嶺、藤崎を通って祭神が漂着したと伝えられる権現堂近くの今神浜にお浜降りをした。浜では四方に注連しゆめを張りめぐらし、中央に砂を盛ってそこに神輿みこを安置し、潮垢うづ離りをとり祭典を執行し還御した。かつては浜で流鏝馬たぎりまを行ったとも、また、通過する神輿を村人は羽織袴で出迎えたともいう。

三月三日（旧）は例祭で、大正末ころ迄は裏の相善原の真中に馬場を設け、中央に神輿を移して競馬を行った。また、神社の旗を花火で打ち上げ、それを競って取ったこともあったという。

境内には七不思議と呼ばれているものがある。それは雨天の実のように集って咲く雨天の桜。姫がお産の苦しみの余りすがりついたという北斗の松。葉が七枚ずつの七葉の柏。花が九枚重なって咲く供養の阜さか。姫が鏡として用い決してかれることのない鏡ヶ池。茎の片方にのみ葉が生ずる片葉の葦あし。池の端に生えていて、それを馬が食べると病を起こさず、しかも池の神水に浸して食わせると病気が治るとい目白笹めぢらがそれである。桜、阜、柏は姫が空船うつぼねで流された時持参したものと伝えられている。

現在はかつてのように盛大な祭りは行われていないが、それでも牛馬の守護神として、または子どもはやり病を治してくれる神様として多くの人々から尊崇されている。

○諏訪神社

鎮座地 福田字諏訪九二

祭 神 建御名方命

祭 札 春季例祭が五月三日、秋季例祭が十一月三日

縁起書はなく、創建、勧請など不詳である。伝承によれば、文明年中、宇多郡の総鎮守として信州の諏訪神社を黒木（相馬市）に勧請し、のちにその分霊を移したという（『村内旧説記』）。旧福田村の総鎮守として尊崇された。また一説には、南北朝時代黒木氏の氏神として分祠したものとされている。

祭礼は古く旧正月二十七日であったが、のちに春祭りを旧三月二十七日、秋祭りを旧七月二十七日に執行するようになった。秋祭りには神輿が海岸に渡御し、お潮垢離をとる浜降りの神事が行われた。これは明治二十年代まで続いていたという。この浜降りには、村中が悪病に悩まされた寛延元年（一七四八）の辰時に始まったと伝えられている（『村内旧説記』）。現在春秋の祭礼には祝詞奏上などの神事ののち、県指定重要無形民俗文化財の「十二神楽」が奉納される。なお春祭り（現五月三日）には神輿が町内を渡御し、沢口、北向（落合）などのお旅所で祭式を執り行い、「神楽」が披露される。前日は聖なる山から清い土を採取し、盛砂として道に敷き、祭礼の日にそこを神輿が渡御する。

修験宗が禁止される明治五年（一八七二）までは、里修験の諏訪山見明院が諏訪社の別当を勤め、それ以後は修験見明院から復飾して目黒氏となり、神官として奉仕し、現在に至っている。

なお境内には若木神社・雷神社・八重垣神社が摂社として祀られている。八重垣神社は人々から「お天王さま」と呼称され、明治時代に広畑から諏訪社の境内に移され、かつては浜降りも行われたという。

○里 修 験

里修験は地域の人々から山伏とか法印さまなどと親しく呼ばれ、民間信仰の指導的な役割を果たしてきた。

明治五年、修験宗が廃止になると天台宗などの僧侶として、また復飾して神職についたりしたもの、ごく最近まで近世そのままの里修験の形態をとり、従前どおりの信仰的役割を果たしていた。現在の神官は地域において祭事祈禱、僧侶は葬式法要を中心とした宗教活動を行っているが、法印と呼ばれる里修験は両者を広く兼ね、葬祭はもちろんのこと、ムラ（地域）に祀る氏神（鎮守）の別当、日待、月待や春秋の祈禱のため各家を回って家の神を祀り、家族の厄よけ、無病息災、調伏、地鎮祭、道きりなど加持祈禱を通して、ムラ、家、個人とかかわりを持ち、庶民の日常生活全般にわたり、民間信仰におよぼした影響は大きい。また、修験者は修行のため諸国を遍歴する機会も多く、封鎖的な土地にあっては新しい文化、知識をもたらし、知識人として寺子屋などを通し村人の子弟の教育に携わったことも見逃すことはできない。

藩政時代の新地町の本山派の里修験は、宮城県伊具郡東根尾村（現角田市）の鬼越山鎮護寺東光院を本寺として活躍する。安永八年（一七七九）の『風土記書出』によれば、東光院は本山派に属し大先達として勢力を振るっ

ていた。ちなみに大先達は全国で三一院で、仙台藩領では良寛院と東光院の二院であった(平成三年刊の『修驗道辞典』の諸国先達の中には東光院は入っておらず、奥州では大善院と会津の南岳院のみとなっており検討すべきことである)。

東光院の配下に宇多郡(新地町)では、寺格は小先で准年行事役の福田の見明院、並修驗として真弓の聖音院、杉目の妙光院と五福院、谷地小屋の寿量院と教応院、釣師の大光院、駒ヶ嶺の五大院の七院が存在していた。ほかに同年の『亘理風土記材料』の中に、「真弓、修驗、家中、東山派聖三百院」とあり、また、明治四十五年(一九一三)の『郷土誌・新地村』に「修驗、家中、東山派聖三百院」とある。東山派は当山派と思われ、当山派が二院存在したが詳細はわからない。また、『郷土誌・福田村』に「修驗普音院、安房様ご家中」とあるが、何派に属していたか不明である。羽黒派修驗の記録はなく、当山派を含めて資料の発掘が待たれる。

前述の『仙台藩風土記書出』によれば、里山伏(修驗)には土分格の山伏と百姓山伏とがあり、後者は本百姓格の山伏と水呑、借屋山伏などがあり一般農民と変わらぬ生活であったと思う。前述の真弓の聖音院は、『風土記御用書出』によれば、「一、修驗寺ヶ院、御家中、聖音院」とあり土分格の里修驗であり、他の里修驗者と同様であったと思われる。いずれにしてもこれらの里山伏は、両者とも修驗宗が廃止になるまで村落に定住し、庶民に対して宗教活動を展開していたのである。

ここで「見明院」について若干触れてみたい。諏訪山普賢寺見明院は、『風土記書出』によれば、文禄四年(一五九六)大宝院光仁の開山という。大宝院、大聖院、見明院と院号は異なるが、文政年間の見明院源英まで十二代を数え、明治五年修驗宗廃止の折、元英は復飾して神官になり宇多・亘理両郡の郷社の祠掌を務めた後、

諏訪神社の宮司として連綿として現在に至っている。

見明院は本山派に属し、前述の大先達東光院の末院で役職は准年行事。不動明王を中心に恵心僧都作と伝える千手観音を祀り、鎮守諏訪神社の別当として、他に撰社の雷神社と沼倉の牛頭天王社、小鯨の稻荷社、羽山の羽山社、木崎の水神社、別所の八幡社、大沢口の山神社、小山の山神社、白幡の白幡社など旧福田村全域の神社を祭祀していた。『村内旧説記』によれば、明和二年(一七六五)九月八日から十七日にかけて十世見明院臻英法師による採灯護摩が行われ、同六年七月十六日から二夜三日の村祈禱護摩が、また安永五年(一七七六)にも執行了した。見明院は福田に定住し、地域民の日常生活全般にわたる信仰をつかさどった里修驗として活躍したことがわかる。

○浜降りの神事

山東隠士の手になる『奥州宇多郡福田村内旧説記』(以後『旧説記』)は、天明二年(一七八二)成立の地誌である。これには旧福田村内の社寺来歴等が記載されており、その中に「浜降り」の神事を執行了した神社は二社となっている。

(一) 諏訪明神社(現諏訪神社)

『旧説記』には、

毎年七月廿八日、神輿東海へ御下り御塩垢離ヲ上奉、始ハ寛延元年辰年村中悪病悩候故右為祈之始リ今ニ無怠転相行候事

と記載されており、村内に悪病が流行しその退散のために浜降りを行ったという。

この神事は明治末年ごろまで「お浜降り」と称して神輿が埜浜まで下り潮垢離をとったという。のちに浜まで下らず作田まで神輿が渡御し、地藏沢川に塩をまき神官が梵天を浸して神輿に振りかけ還御したという。

(二) 牛頭天王社

同じく『旧説記』には、

七月廿八日御輿御浜下りハ諏訪宮同所也。寛延年中疫病流行ニ付卅年ヨリ始ル。

とあり諏訪神社と同じく、悪病退散のための浜降りであったことがわかる。

『旧説記』記載以外の浜降りの神事を行う神社を挙げてみると、

(三) 八重垣神社(木崎)

祭日は旧四月十五日であったが、現在は四月三日。ご神体が上がった埜浜に巡行し、浜では神輿が海中に入り潮垢離をとり一連の神事を執行し還御する。

(四) 水神社(釣師)

漁師の網にかかった黄金色に輝く流木をご神体として祀り、秋祭りの十一月三日、寄り来た浜に村の若者たちが担いだ神輿が渡御し潮垢離をとる。祭礼のほか村落内に変事が起こった時や、社殿の屋根替えなどの修復時に浜まで下る。

人々は祭礼を安波祭りと呼び、安波さまは漁の神様として漁師から尊崇され、この日は決して船出をしない。祭りの日は村落内を神輿が巡行し、特にご神体を拾い上げた某氏宅には神輿が立ち寄る。神輿は注連縄を張りめ

ぐらした白の上に安置される。浜では神社の総代が潮水を汲み、神宮が櫛かみに浸して神輿に振りかけ村落内の安全、海上安全、大漁祈願を行う。

(五) 子眉嶺神社(駒ヶ嶺)

祭日は一三年に一度の午歳の旧三月七日に行われ、祭神が漂着したという伝承のある今神浜に神輿が下る。浜では四方に注連縄をめぐらし、中央に砂を盛り上げてそこに神輿を安置し、潮水を奉納し一連の神事を執行し還御した。現在は行われていない。

この浜降りの神事は、浜降り、お浜降り、潮垢離ともいい、海辺の浜などに期日を定めて神輿渡御を行い、海に向かって聖なる祭場を設け、そこに神輿を安置する。遷座した神輿が海水に入り、あるいは潮水を奉納しそれに振りかけ、のちに一連の神事を執り行うものである。

この神事の特徴の一つとして、祭神の漂着したとか上陸したとかいう伝承をもつ浜へ神輿が渡御する神幸形式をとり、そこで潮水を振りかけ神の蘇生復活、すなわち神威の高揚を願うところに中心的な意義がある。浜に神輿が下りる理由は、潮水のもつ浄祓力にその威力、霊力を認めているからである。

二 寺 院

明治以降、急激な仏教制度の変革によって、合寺(院)とか廃寺となった寺院も多く、新地町もその例外ではない。昭和三十八年(一九六三)四月刊の『福島県宗教法人名簿』に、当町では駒ヶ嶺の法輪寺、谷地小屋の龍

昌寺、福田の東林寺、杉目の常松院の三寺一院が記載され現在に至っている。これらの寺院を中心にその寺歴を概観してみよう。

○拈華山法輪寺

所在地 駒ヶ嶺字西久保五八

宗派 曹洞宗大源派

本山 福井の永平寺と鶴見の総持寺であるが、総持寺を本山とする。

本寺 仙台市の松音寺

開基 富塚長門守源重長

開山 松庵賢定(貞)大和尚

本尊 釈迦牟尼如来。他に延命地藏尊、薬師如来を祀る。

口伝によると伊達家の臣富塚長門守が元禄年間(一六八八〜一七〇四)駒ヶ嶺城に封ぜられた時、仙台新寺小路五峯山松音寺の六世松庵賢定大和尚の帰依を受けて、天正年間(一五七三年)の開山創建という。堂宇竣工とともに鐘楼も完成したが、戊辰の役の折兵火にかかり焼失した。なお開山大和尚は曹洞宗の開祖承陽大師十九代の法孫にあたるという。

なお寺には宝永五年(一七〇四)の棟札(「宇多郡駒ヶ嶺法輪寺棟札」と、銘の入った鐘が現存する。

寺域に「享保十六年七月十有七日 禅峯待定上人位」の供養碑がある。上人についての記録は寺にはなく、飢

饑に苦しむ衆生を救うための行を行ったという伝承があるのみである。この上人については相馬市内に五か所の遺跡が残っており、それらの資料から若干伝記等を付記してみよう。

上人は羽州蔵増村(現山形県天童市)の生まれで、浄土宗の中でも特に厳しい修行をつむ念仏行者として各地を遊行し、日に三万遍の念仏を唱えた名僧といわれる。また一方、衆生救済のためろうそくを頭上や掌上、そして最後には指に火を点し灯明代わりにして念仏三昧の日々を送ったという。享保十五年(一七三〇)殺生を業とする原釜漁民のため米沢から小野(現相馬市)に移り、最後の一指を燃やして供養した。ふたたび米沢に戻り宿願の亀岡文珠(現山形県高島町)に鐘楼堂を建て、翌年を入定の時と定めて堂のかたわらの石室に入り、「石塔を建てて供養すれば、その地を永く鎮護し、衆生を浄土に迎え入れよう」との遺言を残し、身体八七か所を割截し、西に向かって念仏を唱えながら往生したという。

相馬市の小野・小泉にも上人の供養碑が海に向かって建っているが、この法輪寺にも上人ゆかりの寺として割截した肉片が送付され、その偉業をたたえて供養碑が建立されたものと考えられよう。

檀家は駒ヶ嶺を主とした三〇〇戸。主な行事としては六月の薬師如来大祭と十月の地藏盆大祭である。

○虎嘯山龍昌寺

所在地 谷地小屋字潤崎二七

宗派 曹洞宗

本山 福井の永平寺と鶴見の総持寺

本寺 原町市の太田山岩屋寺。以前は亘理小堤の大雄寺末。

開基 伊達右近宗定

開山 裏翁香州大和尚

本尊 聖観世音菩薩

口伝によると亘理伊達家二代伊達宗実の二男伊達右近の開基で、没後その菩提を弔ったという。開山は大雄寺四世住僧香州大和尚で、慶安二年（一六四九）創建と伝えている。本堂は明治元年兵火にかかり焼失。現在の堂宇は明治三年に再建されたものである。

檀家は新地を主とした五〇〇戸。主な行事としては一月の新年祈禱会、二月の涅槃会、八月の施餓鬼会、十一月の開山会と右近祭りなどである。

○白峰山東林寺

所在地 福田字別所一一七

宗派 曹洞宗

本山 鶴見の総持寺

本寺 角田市の高源山長泉寺

開基 不詳

開山 琴菴清紋大和尚

本尊 釈迦牟尼如来。脇仏は聖観世音菩薩と不動明王

伝承によると、角田市長泉寺の住僧で道元十五世法嗣琴菴清紋大和尚の開山で、寛永八年（一六三一）創建という。本堂は安永年間に火災に遭い、天保五年（一八三四）に再建された。銅板ふきになったのは昭和五十七年である。

明治六年四月、東林寺を谷地小屋小学校の分校として開校し、六月谷地小屋小学校と改称する。八年には真弓・福田・埴木崎三村を一学区として福田小学校をこの東林寺に設置したのである。

檀家は以前は福田を中心としていたが、昭和二十五年に真弓と埴木崎が入り三七五戸。主な行事としては一月の三朝祈禱会、春秋の彼岸会、四月の誕生会、八月の盂蘭盆会などである。

ほかに近世以降、廃寺あるいは合寺になった寺院も多い。

旧駒ヶ嶺村の虎石山金龍院は、明治二年（一八六九）廃院になり法輪寺に合院となる。安永の『風土記御用書出』によると、宗派は曹洞宗、本寺は須賀川市の長祿寺で、末寺は気仙郡下有住の長佳寺、名取郡富田邑の金昌寺の二寺。縁起によると金龍院は臥牛館主宮内氏の菩提所で、享保三年五月宮内徳清が、その祖宮内宗忠の遺骨を陸前国栗原郡武鎗邑より移し供養したことに始まる。開山は笑庵全祝和尚で、堂宇は八世戒舟の代に建立したという。明治五年駒ヶ嶺小学校創設の際、無住の金龍院を仮校舎として発足している。

同じく旧駒ヶ嶺村の宝池山蓮蔵院は、真言宗で仙台府下八幡山竜宝寺の末寺であった。縁起によると初め自性院と称していたが、前述の金龍院と同じく宮内氏の祈禱寺として、宮内徳清が檀那となり、中興開山といわれる

有以法印を招いて再建し、同地の諏訪神社の別当も兼ねていたが、明治維新に廃院となる。

また、田中山東善寺は宗派、本寺とも前述の蓮藏院と同じで、正保二年（一六四五）宥精法印の開山と伝え、明治十二年廃院となる。それに今神の浦中山弁徳院は宗派は真言宗で仙台府下の薬本寺の末寺。住職は今神の塩釜神社の別当も兼ね、毎朝各塩釜を回って祈禱して歩き、塩一升ずつの喜捨を受け、これによって寺を維持したと伝えられている。慶応末年廃院となる。

同じ今泉字浜畑の真言宗前薬山瑠璃院東光寺は、開基、開山とも不詳であるが、以前の本寺は亶理郡小堤村勝光院という。口伝によると、本尊は薬師瑠璃光如来で玄恵僧郡の作といい、あわせて十二神将を祀る。朱雀帝の承平年間（九三一〜三八年）に行方郡泉邑（現原町市泉）に住んでいた泉長者が落魄して、持仏であった本尊を背負って今泉に移り東光寺を建立したという。薬師堂のみ現存し、一月と四月の八日は縁日で集落の人たちによって祀られている。なお本尊の薬師如来には永禄十年（一五六七）の銘がある。

これら蓮藏院・東善寺・弁徳院・東光寺は、現在相馬山撰取院（現相馬市原釜）に合寺（院）になっている。三貫寺という寺院もあったというが、建立、廃寺等の経緯は不詳である。

駒ヶ嶺字嘉門の観音堂は法輪寺が境外仏として祀る。縁日はかつては旧三月十八日であったが、現在は四月の第一日曜日で、観音様の木札を御輿に移し町を渡御する。

旧新地村大戸浜の真言宗海中山観音寺は、昭和十八、九年ころまで住職がおり寺もあったが、戦後撰取院に移る。本寺は前述の東光寺と同じで、本尊は大日如来。寺域に観音堂が現存し聖観音を祀る。安永八年の『風土記御用書出』によると、天文元年（一五三二）三月十七日大戸浜の漁師隼人という人が漁に出たところ、朽木が網

にかかったので海に投げ入れて戻ったが、翌日も同じように網に入ったので家に持ち帰り斧で割ろうとしたところ、その切り口から光明を発し仏像が出現した。それは観音像であったので堂宇を建てて祀り、海中から出現したということで「海中山観音寺」と称した。縁日は三月十七日で多くの地元の人が参詣する。このような寄り神の伝承は、全国的に海岸沿いに見られ、相馬市磯部の寄木神社などその例は多い。

谷地小屋の真言宗高光山長安寺は、古くは前述の勝光院の末寺であったが、開基、開山とも不詳。明治初年ころ檀家が少なく維持が難しくなり、谷地小屋の龍昌寺に合院となる。

杉目の曹洞宗古木山常松院は、龍昌寺の末寺であった時期もあるが、現在は相馬市小泉の慶徳寺の兼務となっている。開山は盤室和尚といわれるが、その年代は不詳である。本尊は聖観音。明治十一年（一八七八）には谷地小屋小学校の分校として開校された。杉目にはほかに地藏堂もあるが、由緒、創建等は不詳である。

真弓の薬師堂は、文政十年（一八二七）の『風土記御用書出』によれば、薬師如来を祀り縁日は三月十二日。別当は本山派修験東光院末の聖音院であったが、由緒、創建等は不詳で、現在東林寺が祭祀を行っている。

同じく埴木崎には薬師堂があり、前述の『風土記御用書出』によれば立像の薬師如来を祀り、本山派修験の寿量院が別当であったが、由緒、創建に関することは不詳である。なお明治五年、修験宗廃止後龍昌寺が祭祀を行っていたようであるが、いつのころからか途絶えて現在に至っている。

民俗話者名簿

《沢口》

草野 輝男 昭和 四年 福田字新田五三
 草野 しづえ 昭和 六年 " "
 草野 セキノ 明治三十八年 " "
 佐藤 英男 大正 九年 福田字沢口八
 鈴木 末治 昭和 六年 福田字一ツ滝四四
 渡辺 チイ 昭和 二年 福田字一ツ滝五一

《鉄炮町》

野地 定 大正 四年 福田字蛸田三一
 渡辺 孝雄 大正 七年 福田字鉄炮町一四〇
 佐藤 トミイ 明治二十六年 福田字鉄炮町一二八

《大山田》

荒井 二郎 明治三十九年 福田字沼ノ沢七九
 荒井 ナカ 明治四十二年 " "
 本田 好信 大正十一年 福田字別所一一七
 (東林寺住職)

《明地》

佐藤 市郎 明治四十三年 福田字薬師田七九
 目黒 長七 明治 四十年 福田字大町六六一二
 横山 鶴雄 大正 三年 福田字広畑一―二
 横山 忠一 昭和二十二年 福田字小鯨三四
 渡辺 誠 大正十一年 福田字明地六六

《中里》

荒 保春 大正 八年 福田字西山崎二〇
 加藤 正男 大正十二年 真弓字欠下二
 斎藤 充 大正十三年 福田字山ノ上三の一
 斎藤 貞子 大正十五年 " "
 佐藤 スズカ 明治三十三年 福田字西山崎四七
 鈴木 三雄 大正 七年 福田字山ノ上八

《木崎》

荒 資農夫 大正 二年 埜木崎字木崎二〇八
 目黒てる江 明治四十三年 埜木崎字木崎二六一―八二
 目黒 真 昭和 六年 埜木崎字木崎二六一―一二

《埜浜》

荒 秀男 明治三十九年 埜木崎字埜浜一六二
 菅野サカオ 明治三十三年 埜木崎字埜浜一〇四―一

内藤 敏 大正 五年 埴木崎字埴浜一〇三
長倉 節 大正 九年 埴木崎字埴浜一三四
長塚 智雄 昭和 九年 埴木崎字埴浜八二
三宅 哲衛 明治四十二年 埴木崎字磯山一六〇
三宅 八弥 大正 十二年 埴木崎字磯山一四五
門馬 稔 昭和 十五年 埴木崎字埴浜一一四
吉村 恵子 昭和 十四年 埴木崎字埴浜九三

《作田》

荒 百三 昭和 四年 埴木崎字作田二七七
岡崎 安男 大正 八年 福田字館二六
目黒 樹光 明治四十五年 埴木崎字作田二四

《真弓》

太田 智明 昭和 二年 真弓字原畑六四一
加藤 智記 大正 十年 真弓字水神一〇一
塩沼喜代男 大正 七年 真弓字羽山九八
林 テル 大正 八年 真弓字原畑一九
林 襲男 明治三十八年 真弓字原畑三四
林 ミヨシ 明治四十一年
林 宗雄 大正 二年 真弓字水神三〇

林 隆雄 昭和 十八年
本田 俊雄 明治四十一年 真弓字原畑二四二一三
山木 忠雄 大正 四年 真弓字原畑一五一一五
横山 雄三 明治 四十年 真弓字原畑一三八

《岡》

大堀 純雄 大正 十三年 谷地小屋字潤崎二七
(龍昌寺住職)
岡田 次雄 明治三十四年 谷地小屋字北狼沢五二
片平 光男 大正 七年 谷地小屋字館前二の二四
加藤 邦昭 昭和 元年 谷地小屋字上ノ台八六
加藤 静子 昭和 五年
黒藤 正雄 大正 九年 谷地小屋字上ノ台一三三
斎藤 崇淳 昭和 三十二年 谷地小屋字潤崎二七
(龍昌寺住職)

《杉目》

佐藤 新 大正 三年 谷地小屋字原一七八
早川 正義 明治四十五年 谷地小屋字南狼沢二八三一四五
加藤 輝雄 大正 八年 杉目字中丁五六一一
加藤 長雄 大正 十四年 杉目字畑中七〇

杉目 一男 大正 十二年 杉目字鈴山九五
小野八十治 明治四十一年 杉目字清水一〇七
森 コハル 明治 三十年 杉目字中一五八
森 キクノ 大正 五年 杉目字中丁五八
森 忠昭 昭和 六年 杉目字中丁四四

《町》

小泉 崇子 大正 十年 谷地小屋字新地五九
名取 友蔵 明治四十四年 谷地小屋字愛宕二九

《中島》

井上 茂 明治三十八年 谷地小屋字萩崎一一一
小野 与一 大正 六年 谷地小屋字中島五八
小野 トメヨ 大正 十三年
黒田 昭夫 昭和 二年 谷地小屋字中島六七

《小川》

小野 定子 大正 十四年 小川字二羽渡三八
小野 大治 昭和 十四年 小川字榎下三六
佐藤 マサ子 昭和 三年 小川字鍛冶前三一二
丹野 春雄 大正 三年 小川字二羽渡五一二
寺島 俊子 大正 十三年 小川字天竺原一四一一

目黒キヨノ 明治 四十年 小川字天竺原一

《釣師》

砂金うめの 昭和 六年 谷地小屋字釣師四六
伊藤 文齋 大正 十三年 谷地小屋字浜町四七
後藤 昇 明治四十二年 谷地小屋字釣師三三
穴戸喜代治 大正 四年 谷地小屋字釣師二四
武沢キクエ 明治二十八年 谷地小屋字釣師四〇
寺島市太郎 明治四十四年 谷地小屋字町裏二八
寺島 春樹 大正 十年 谷地小屋字釣師二六
村上 正一 大正 六年 谷地小屋字釣師一一
目黒 正義 明治四十一年 谷地小屋字釣師四八
横山 匡 明治四十四年 谷地小屋字北畑六二一六

《大戸浜》

東 マサノ 明治四十五年 大戸浜字浜北六四
東 ヤスノ 大正 四年 大戸浜字浜南六
伊藤 胞蔵 大正 七年 大戸浜字吾安谷地八八一二
小野せつよ 明治四十一年 大戸浜字浜北一一
後藤利三郎 明治 四十年 大戸浜字前田下四一
寺島 武 大正 六年 大戸浜字浜北二二

西谷きりを 明治四十年 大戸浜字小沢五
早坂 勝雄 大正十五年 大戸浜字前田上一五
吉田トシヨ 明治三十六年 大戸浜字浜北二〇

《今泉》

砂金 武男 大正九年 今泉字鹿野三〇
佐藤 貞雄 明治三十七年 今泉字鹿野二一五
佐藤 正 明治四十年 今泉字鹿野一九一―二
佐藤 豊 大正十四年 今泉字浜畑七四

《菅谷》

伊藤 トキ 大正三年 駒ヶ嶺字桜下三〇
菅野モモヨ 明治三十六年 駒ヶ嶺字桜下二三
菅野 サダ 大正二年 駒ヶ嶺字桜下二八
菅野 シゲ 昭和四年 駒ヶ嶺字高場二六
菅野 善吉 大正八年 駒ヶ嶺字赤柴前一四
菅野八重子 大正十三年 駒ヶ嶺字高場五五
齋藤 サノ 明治四十二年 駒ヶ嶺字山神一四
鈴木 勝雄 明治三十八年 駒ヶ嶺字落合一三一―二
鈴木ンツカ 明治四十四年 〃
八巻 富雄 大正二年 駒ヶ嶺字赤柴一八一―二

《高田》

石田 四一 大正十二年 駒ヶ嶺字東雨溜三五―一
豊田 万蔵 明治三十四年 駒ヶ嶺字原田三九
豊田 ハツ 昭和三年 〃

《城内》

山内 一二 昭和八年 駒ヶ嶺字原中四九―三
高崎 隆光 大正十四年 駒ヶ嶺字西久保五八
(法輪寺住職)
西内トシイ 大正八年 駒ヶ嶺字東善寺下三四―五

《新町》

宮本 豊 明治四十二年 駒ヶ嶺字新町一七一―一
宮本 カツ 大正二年 〃

《駒町》

阿部 照雄 昭和三年 駒ヶ嶺字町五二
河原 栄一 大正三年 駒ヶ嶺字町二八
鈴木 重雄 明治三十四年 駒ヶ嶺字町三七
鈴木 キヨ 大正十五年 〃

《波民》

木村 甫夫 大正二年 駒ヶ嶺字高見原四〇

《藤崎》

荒 清治 大正十年 駒ヶ嶺字諏訪二二
荒 亀 大正二年 駒ヶ嶺字清水四六
菅野鬼四郎 明治四十二年 駒ヶ嶺字遠西三二―一
寺島 誠 大正十二年 駒ヶ嶺字山中三七
山口 久夫 大正七年 駒ヶ嶺字山中一
山口 一 大正六年 駒ヶ嶺字遠西三九

《今干》

荒 栄夫 明治四十二年 駒ヶ嶺字新林一三六
氏家 清二 明治三十四年 駒ヶ嶺字東ヶ作七四―二
小幡 光一 明治四十年 駒ヶ嶺字新林一四二

《原・相善》

角田 清 大正五年 駒ヶ嶺字雉子喰上二
目黒 秀明 昭和十三年 駒ヶ嶺字大作四四
(小眉嶺神社宮司)

《町外》

小野 正栄 明治三十四年 宮城県亘理郡山元町磯浜
目黒才治郎 明治四十五年 宮城県丸森町大内字南伊手

写真提供者

朝日館 谷地小屋釣師一一
加藤 輝雄 杉目中丁五六
草野 輝男 福田字新田五三
後藤 輝夫 相馬市砂子田五七五―四
鈴木 末治 福田字一ッ滝四四
西方 市郎 駒ヶ嶺字町二〇
目黒 秀明 駒ヶ嶺字大作四四
目黒美津英 福田字諏訪九〇
森 忠昭 杉目中丁五六

☆ ほか多数の方々に調査協力をいただきました。

(あいうえお順) 敬称略

民俗調査員名簿

《福田地区担当》

草野 輝男(沢口)
目黒 真(木崎)
太田 智明(真弓)

《新地区担当》

加藤 邦昭(岡)

森 忠昭(杉目)

小野 与一(中島)

寺島 忠雄(小川)

荒 馨(釣師)

佐藤 豊(今泉)

《駒ヶ嶺地区担当》

菅野八重子(菅谷)

阿部 孝(城内)

荒 学

新地町史《自然・民俗編》執筆者紹介

監修

岩崎 敏夫 相馬市小泉根岸四二四

(元東北学院大学教授・福島県文化財専門委員・文学博士)

自然担当

田代 弘伯 相馬郡小高町大井宮前

(小高町教育委員)

堀内 俊秀 原町市上太田町川原二八一

(財福島県海浜青年の家所長)

熊川 俊長 原町市小川町一二九一八

(県立相馬高校教諭)

白瀬 豊 原町市信田沢字上信田九五

(福島県教育センター指導主事)

《新地区担当》

- 加藤 邦昭 (岡)
 - 森 忠昭 (杉目)
 - 小野 与一 (中島)
 - 寺島 忠雄 (小川)
 - 荒 馨 (釣師)
 - 佐藤 豊 (今泉)
- 《駒ヶ嶺地区担当》
- 菅野八重子 (菅谷)
 - 阿部 孝 (城内)
 - 荒 栄夫 (今千)

各章文責

新地町史自然民俗編の各章の担当は次のとおりである。

監修	自然編	第一章	田代弘伯	第六章	誕生	大迫徳行
岩 村	第二章	堀内俊秀	第七章	葬送	山本 明	山本 明
自然担	第三章	白瀬 豊	第八章		鈴木 清	鈴木 清
田代 民俗編	第四章	熊川俊長	第九章		大迫徳行	大迫徳行
堀内	第一章	大迫徳行	第一〇章		佐藤吉典	佐藤吉典
熊川	第二章	衣服・食物	第十一章		鈴木 清	鈴木 清
	第三章	住居と生活	第十二章		佐々木長生	佐々木長生
	第四章	稲作・養蚕	第十三章		山本 明	山本 明
	第五章	漁業			佐々木長生	佐々木長生
白瀬					鈴木 清	鈴木 清
					岩崎真幸	岩崎真幸

民俗担当

山本 明 愛知県高浜市沢渡町 平成二年まで原町市在住
(日本民俗学会・福島県民俗学会副会長)

大迫 徳行 相馬市大坪字西畑二三一一
(県立相馬女子高校教諭・新地町文化財保護審議会副会長)

岩崎 真幸 相馬市小泉根岸四二四
(東北学院文学部助教授)

鈴木 清 相馬市中村字大手先四三
(相馬市教育委員会)

佐々木 長生 会津若松市表町六一一三
(福島県立博物館学芸員)

佐藤 吉典 相馬市大坪字西畑二三二二
(相馬市役所)

野坂 京子 相馬市粟津字粟津一五三一二
(相馬市役所)

新地町史編纂委員名簿(平成五年現在)

委員長 荒 和英(新地町長)

副委員長 水品 福秋(教育委員長)

委員 寺島 洵一(議会議長)

岡田 義則(議会文教厚生委員長)

加藤 哲蔵(助役)

西方 市郎(総務課長)

誉田 宏(県文化センター)

目黒 美津英(教育長)

小野 重雄(教育次長)

前編纂委員 橋本 正一(前町長) 昭和五十七年八月まで委員長

森 正之(元教育委員長) 昭和五十九年九月まで副委員長

高崎 隆光(前教育委員長) 昭和五十九年十月～平成元年九月まで副委員長

宍戸 喜代治(元議会議長)

鈴木 勘一(元議会議長)

伊藤 十治郎 (前議會議長)
目黒 秀 夫 (元文教厚生委員長)
加藤 直 義 (前文教厚生委員長)
三國 孝 之 (元総務課長)
佐藤 洋 一 (元教育長)
小泉 洋 一 (前教育長)
渡部 入 (元教育次長)
鈴木 一 夫 ()
荒 巖 ()
目黒 秀 明 ()
寺 島 功 (前教育次長)

編纂事務 目黒 寛 子
和 田 めぐみ

あ と が き

通史編の編纂は、資料編の完成に続いて着手したものでありますが、すでに十年をこえる年月がたち、ここにようやく「自然・民俗編」の発刊をみることができました。

この間、多くの方に御協力をいただきました。とくに民俗については、全町にわたっての民俗調査を行い、また執筆委員の先生方により長期間にわたって綿密な調査を行っていただき、話者の方々の積極的な御協力により、内容の充実をはかることができました。

「自然」「民俗」ともに多大のお力添えを賜りました関係機関と多数の皆様深く感謝の意を表します。

「自然」についても、「民俗」についても、私たちにとってきわめて身近なものでありますが、町史をお読みいただくことで、さらに新たな知識として御理解を深めていただくことを願ってやみません。

刊行にあたり、第一法規出版株式会社の担当のみなさんに格別の御協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

平成五年三月

目黒美津英

新地町史 自然・民俗編

平成五年十月一日発行

編集 新地町史編纂委員会

福島県相馬郡新地町谷地小屋字萩崎四〇

発行 新地町教育委員会

印刷 第一法規出版株式会社

東京都港区南青山二丁目一七

東北支社 仙台市上杉一六〇一